

愛知県立豊橋聾学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) 本校の基本認識

いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼしかねない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃から小さな兆候であっても見逃さないように努め、いじめを認知した場合は問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たる。

(2) いじめの定義

本校では、「いじめ」とは、子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）とする。

この定義が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のために定められたものであることに留意し、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立って行う。

(3) いじめの解消

本校では、「いじめの解消」とは、いじめられた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月以上）継続していることとする。また、「いじめの解消」を判断する時点において、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

2 いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、幼児児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校等対策委員会」を設置する。

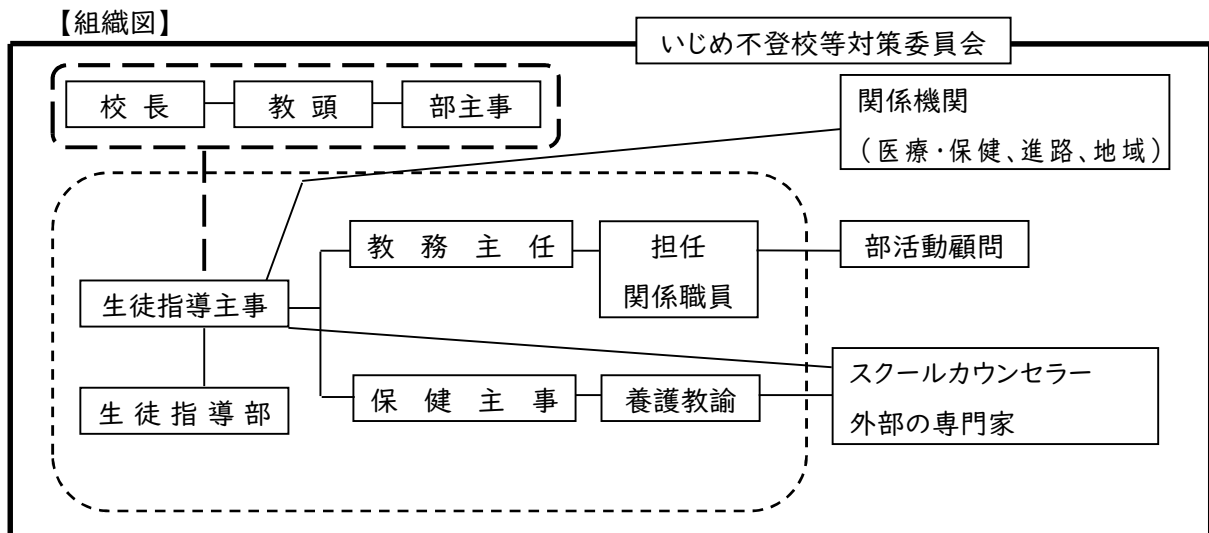
(1) 「いじめ・不登校等対策委員会」について

ア 委員会のメンバー

校長、教頭、部主事、生徒指導主事（中、高）、教務主任、保健主事、養護教諭、担任、生徒指導部（必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。）

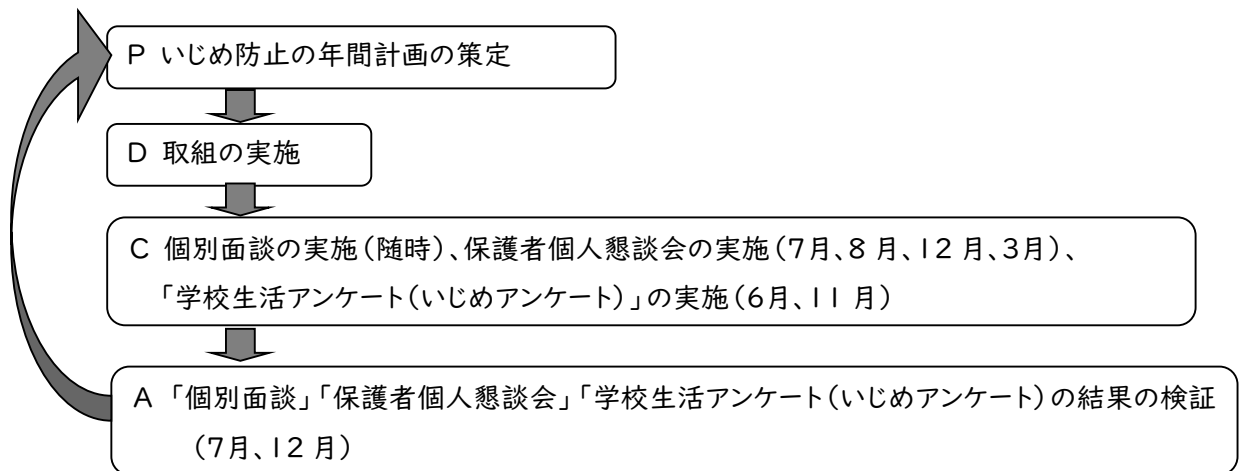
イ 指導・支援チーム

委員会が事案に応じて、適切な教職員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行う。必要に応じて外部の専門家と連携し、助言を得る。また、日頃から教職員間、保護者や関係機関との連携を密にし、幼児児童生徒の障害や特性の理解に基づいた専門的指導・支援を行うとともに、ささいな変化にも気づき、気づいた情報を確実に共有して早期発見、早期対応に努める。



(2) 「いじめ・不登校等対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証 (PDCAサイクル)



イ 教職員への共通理解と意識啓発

(ア) 運営委員会及び職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。

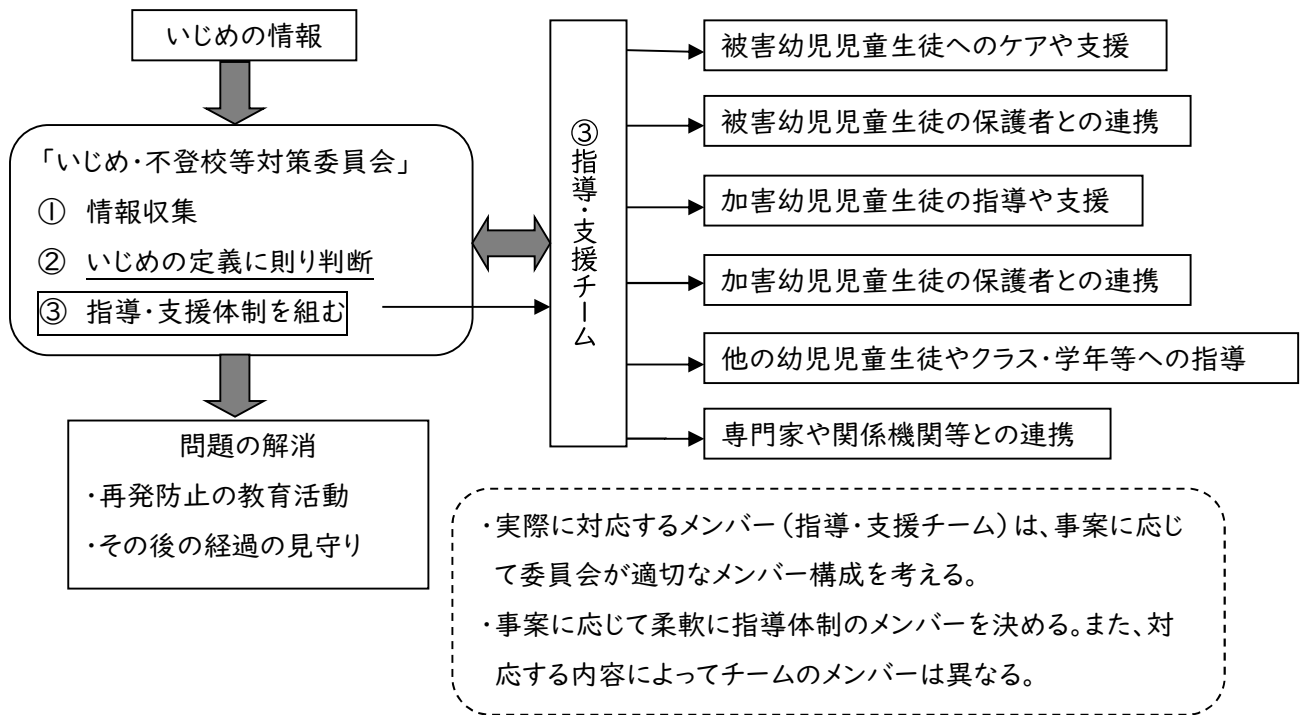
(イ) 「いじめ・不登校等対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。

(ウ) 現職研修で、「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ 幼児児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」を、学校経営案等に掲載する。

エ いじめへの対処(いじめ事案への対応)



オ 重大事態への対応

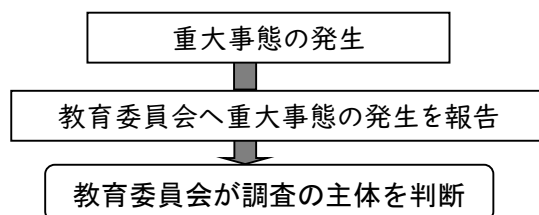
重大事態が生じた場合は、速やかに県教育委員会に報告し、その後の対応は文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従う。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校等対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

重大事態とは・・・

- 一 いじめにより子どもが生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより子どもが相当の期間(年間 30 日を目安とする。)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 三 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(「いじめ防止対策推進法」第 28 条)



学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

- ※「いじめ不登校等対策委員会」が調査組織の母体となる。
- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

- ※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実としっかり向き合おうとする姿勢が大切である。

いじめを受けた幼児児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

- ※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※調査に当たって実施したアンケートは、提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

調査結果を教育委員会に報告

- ※希望があれば、いじめを受けた幼児児童生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

3 いじめの防止等に関する具体的な取組について

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 現職研修を行い、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。</p> <p>ウ 公開授業を行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。</p> <p>エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<p>○学校間交流、居住地校交流、国際理解交流、体験活動、職場体験・インターシップの充実</p> <p>【教務部、指導部、進路指導部】</p> <p>○学級活動・ホームルーム、自立活動の授業時間を活用した道徳教育の実施</p> <p>【教務部】</p> <p>○わかる授業を目指した「授業改善」 →授業公開日(とよろう参観日)6月、10月、2月</p> <p>○「学校生活アンケート」(いじめアンケート)の実施【指導部】</p> <p>○個別面談の実施(随時)【各部】</p> <p>○保護者個人懇談会の実施【各部】</p> <p>○保健室からの健康指導に関する啓発</p> <p>【保健体育部】</p> <p>○人権週間での取組 →人権講話、クラス討論会、作文・標語づくり【各部】</p> <p>○情報モラル教育→外部講師による講演等【指導部】</p>	<p>○授業公開日(とよろう参観日)の各部毎の実施(6月、10月、2月)</p> <p>○学校評議員への授業の公開</p> <p>○ボランティア活動等の実施(挨拶運動、校外清掃活動、緑化推進活動)</p> <p>○地域の催し物への積極的参加と貢献(芸能フェスティバルでの和太鼓演奏など)</p> <p>○作品展の実施(各部毎)</p>
早期発見	<p>ア 教職員は、幼児児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>イ いじめを認知又はいじめの疑いがあれば、速やかに「いじめ・不登校等対策委員会」を招集し、組織的に対応する。</p> <p>ウ 「学校生活アンケート(いじめアンケート)調査」の実施や教育相談の充実を図る。</p>	<p>○健康観察の実施(毎日)</p> <p>【保健体育部】</p> <p>○「学校生活アンケート」(いじめアンケート)の実施(6月、11月)</p> <p>【指導部】</p> <p>○個別面談の実施(随時)【各部】</p> <p>○保護者個人懇談会の実施(7月、8月、12月、3月)</p>	

いじめに対する措置	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校等対策委員会」を招集して組織的に対応する。</p> <p>イ 被害幼児児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害幼児児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。</p> <p>オ いじめが起きた集団へのはたらかかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>	<p>○いじめ事案に対して組織的に対応(2の(2)エ「いじめに対する措置(いじめ事案への対応)」参照)</p> <p>【いじめ・不登校等対策委員会】</p> <p>○各部会等において、部内での情報収集に努め、組織的に対応する。</p>	
点検・検証・見直し		<p>○各部会でアンケート結果や取組の実施状況をまとめ、「いじめ・不登校等対策委員会」でアンケート結果や取組の実施状況、進捗状況を検証する。</p> <p>○学校評価の評価項目とし、「いじめ・不登校等対策委員会」でその結果を検証する。</p>	<p>○学校関係者評価委員会(2月実施)で評価を行う。</p>